

浅川ダム建設に関する意見書

塩原 俊

1. 計画上の問題点

1-1. 昨年認可された「信濃川水系 長野圏域河川整備計画(浅川)」に関する長野県の説明には、他の河川に先駆けて浅川のみ治水ダム計画を含む「整備計画」を策定しなければならない緊急性についての合理的説明が何もなかった。

このことは多分、流域協議会や市民対象の説明会においても同様であったことだろう、と思われる。少なくとも100億からの公共事業であるならば、「何故それが必要か」「何故急がなければならないのか」の説明がなければならない。これは公共事業実施に際しての行政としての最低限の義務であろう、と思われる。それがなかった。

このことは、この「整備計画」が治水上の必要から計画されたものでないことを示している、のではないか。

1-2. 県は村井知事就任当初から、「治水安全度100分の1、基本高水450 m³/sは与件(*)であって論議の対象とはしない」と主張してきた。これは長野県が基本高水に関する論議に自信の無いことを表明する結果となったのみならず、公共事業に関する住民討論を封殺し、「物を言わせない行政」に逆戻りしたことを宣言する結果となったものと言わざるを得ない。

(*) 村井知事の「与件」発言は2007年2月8日の記者会見

1-3. 浅川ダム計画は基本高水を設定するに当たり、根拠となる降雨量の測定地が浅川流域内に無く、流域外の長野測候所の数値を用いてダム地点での流出量を計算している。これは甚だしく住民の判断を惑わせるばかりでなく、流出計算値はほとんど架空にちかい数値であるといわざるを得ない結果となった。

1-4. ダム計画は、「河川砂防技術基準」に基づいて設計されるが、浅川ダムは新河川法施行に伴い改定された「新基準」ではなく「旧基準」に基づいて設計されている。このためか治水基準点(新基準では計画基準点という)の設定が甚だしく不合理である。このダム計画は非常に急がれたため、30年前の旧計画に用いられた流出解析をそのまま用いている。

2. 財政上の問題点

2-1 雑誌『世界』昨年4月号岩田薫「脱・脱ダム宣言の波紋」に次のような文章がある。

「毎年の返済分を財政規模で割った実質公債比率で見ると、2003年から05年の3カ年平均で長野県は、20.1%。これは全国ワーストワン1位です。因みに2位は北海道で実質公債比率は19.8%でした」(長野県財政課公債係長丸山賢治氏談)。

2-2 県は昨年3月『行財政改革推進債』による500億の借金を国に申し込んだが、このような財政事情の中で100億もの公共事業を優先して実施しなければならない緊急性があるのかどうか、合理的な説明はなされなかった。

2-3 ダムはメンテナンス費用が莫大である。

3. 環境上の問題点

3-1 河川にコンクリートを投入することにより、植物・魚・昆虫・野鳥などの生態系の循環システムが破壊され、その河川はほとんど「死の川」となる。

3-2 ダム上流は土砂崩れを誘発、下流は河床が掘削され、早晩浅川溪谷は土砂に埋まって景観が破壊される。

以上の諸点から、浅川ダムは緊急性の無い公共事業であると結論せざるを得ない。

(以上)